

**(産地証明)**

FDA 食字第 1041300855 号

主 旨 : 「日本から輸入する食品について、産地証明の添付を義務づけることにより、輸入申請を行えるものとする」ことを公告し、公告後 30 日で施行する。

根 拠 : 食品及び関連製品の輸入手続き法第四条

公告事項 : 日本から輸入する食品については、以下の産地証明の一つを添付することを義務づけることにより、輸入申請を行えることとする。

- 一 日本の政府が発行する産地証明書類。
- 二 日本の政府又は日本の政府が授権した機関が発行した産地証明書類、  
或いは本署（食品薬物管理署）が認めた産地証明書類。
- 三 上記の書類は、産地として都道府県を明示しなければならない。

**(放射性物質検査証明)**

FDA 食字第 1041300613 号

主 旨 : 「日本から輸入する特定食品について、放射性物質検査証明の添付を義務づけることにより、輸入申請を行えるものとする」ことを公告し、公告後 30 日で施行する。

根 拠 : 食品及び関連製品の輸入手続き法第四条

公告事項 : 一 宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産品（貨物分類番号表は添付 1 参照）。

二 東京、静岡、愛知、大阪において生産された茶類産品（貨物分類番号表は添付 2 参照）。

三 宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、乳幼児食品、キャンディ、ビスケット、穀類調製品（貨物分類番号表は添付 3 参照）。

四 上記の検査証明は、日本政府が指定する或いはその他本署（食品薬物管理署）が認めた放射性物質検査機関・機構の検査報告を含まなければならない。